

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目

次

◇告示 保安林の解除予定

告 示

## 鳥取県告示第四百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月七日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海土字高浜八八九一五〇一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

農地及び道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて総覽に供する。）